

《労務安全衛生管理に関する誓約書》

平成 年 月 日

(元請負人)

北野建設株式会社

代表取締役社長 北野 貴裕 殿

(下請負人)

所在地

会社名

代表者

印

貴社の発注工事の施工に当たっては、貴社の工事下請負基本契約書による他労務並びに安全衛生事項等について、労働基準法、労働安全衛生法等関係諸法令及び諸指針並びに貴社担当者の指示に従い、下記労務安全衛生遵守事項を誠実に遵守・履行し、災害防止に万全を期することを誓約致します。

記

労務安全衛生遵守事項

I. 安全衛生関係

- (1) 工事着手10日前までに安全衛生関係提出書類を作成し、提出いたします。尚内容変更の場合はその都度訂正致します。又、最低月1回は内容の確認を行い、チェックリストにその結果を記入します。
- (2) 工事着手迄にリスクアセスメント作業手順書を提出し、作業員に周知の上、作業を致します。
- (3) 労働安全衛生法等に基づいた各関係管理者、責任者、指揮者を選任し管理体制を確立いたします。
- (4) 毎月行われる、安全衛生協議会に参加し、決定事項については関係者に周知徹底をはかります。
- (5) 毎日行われる工事打合せに出席致します。又、危険予知活動は必ず行います。
- (6) 健康診断(雇入れ時、定期、特殊)を実施すると共に日々の健康管理を怠らず実施します。
- (7) 整理整頓の励行、一作業一整理を実行いたします。
- (8) 免許、技能講習等の資格を必要とする業務には、必ずその有資格者をつかせませす、と共に法定職務は勿論定められた職務を誠実に行わせませす。

- (9) 法定の作業指揮者を必要とする業務には、十分な経験を有する熟練者を指名し、指揮させます。
- (10) 安全衛生教育を自主的に実施します。
- ①雇入時教育 ②作業内容変更時教育 ③特別教育
④職長教育 ⑤送出し教育 ⑥新規入場者教育
- 特に送出し教育・新規入場者教育に於いては、作業員の健康状態の確認及び定期健康診断並びに特殊健康診断結果に基づく適正配置の指導を徹底いたします。
- (11) 当社持込機械、器具、車輛は法令で定められた構造規格を保持し、安全を確認したうえで使用します。また、持込時には必ず点検表により点検を行い、持込機械受理証を受領するとともに日常及び定期の点検整備を実施いたします。
- (12) 持込電動工具は、感電防止上完全な物を使用し、分電盤への接続は貴社の規定又は担当職員の指示に従って、接続し使用中の配線、接地は完全に行います。
- (13) 工事現場内の火気使用に当たっては予め火気使用届を提出し、貴社の認可を受け、許可条件を守り施工いたします。また、火気使用後は当社の火気使用責任者が責任を持って火気の後始末を行います。
- (14) 現場の巡視、安全パトロール等により指摘された要改善事項は直ちに改め、改善結果を貴社担当者に報告します。
- (15) 貴社の現場で行われる安全教育、打ち合せ等に積極的に参加する他、会社の自主的な教育打ち合せを行い安全対策の向上を図ります。
- (16) 火薬持ち込みで発破作業等を行う場合は、貴社より委任使用の許可を受け火薬類取締諸法規を高守し関係諸届出許可等を受けるとともにその管理を適切に行い特に盗難防止に完全を期します。
- (17) 使用労働者について保護帽、安全带その他所要の保護具を完全に着用させます、又使用させます。
- (18) 作業は安全措置先行で行います。

II. 労災保険関係

労災保険に関する下記各項目については、各々貴社のご指示により取り扱います。

- (1) 請負金額1億9,000万円以上の場合は、労働基準局長の下請承認を受け当方で加入します。
- (2) 貴社の許可を受けた下請で、事業主もしくは一人親方とその家族従業員が現場で就業する場合は、特別加入をしてから入場させます。
- (3) 貴社の労働保険が支払賃金総額により、保険料を納付する方式により保険成立している場合は、労災保険料確定の為、貴社より賃金台帳、出勤簿等の提出を求められた場合には、速やかに提出致します。
- 万一、当方の賃金台帳等の不備又は未提出により、貴社が行政庁より保険料を追加徴収された場合は、当方が負担し貴社にご迷惑をかけません。
- (4) 当方の労働者が労災補償給付を受ける場合事業主が負担すべき範囲及び未認定の費用については当方が負担し、貴社にご迷惑をかけません。

- (5) 当方の労働者が労災補償給付を受けたために貴社が費用徴収を受けた場合は、当方が負担し、貴社にご迷惑をかけません。
- (6) 保護帽の着用等諸法令で定められた安全対策事項を怠り、貴社の安全指示を守らず、自損的行為により災害を受けた場合は、当社でその費用を負担する等適切な措置を採り、貴社に一切の意義を申し立てません。

Ⅲ. 損害補償関係

(1) 災害補償

私の直接使用労働者及び重層下請労働者の災害補償については私が労働基準法第87条の規定にもとづく使用者の責任を負うとともに、前記労働者の災害補償に関する折衝は一切私が行い、直接貴社に御迷惑はおかけしません。

(2) 民事賠償保障

労働災害等が発生した場合、被災者から逸失利益、慰謝料、休業損害等の損害賠償請求があった時は、貴社の指示が有る場合はその指示に従い、当社責任で一切処理・解決いたします。

(3) 補償等の負担

前2項の場合に於いて、労災保険、自賠法、その他損害保険による補償等以外に支出を伴った場合で、当社及び重層下請に過失ある場合は当社でその支出額を負担致します。万一、貴社が立替払いされた時は、当社支払代金より相殺されても意義ありません。

(4) 第三者災害の補償

当社及び重層下請負において第三者損害を与えた場合は、当社の責任において補償し、貴社に対し御迷惑をかけません。民事賠償の処理並びに補償費用の負担についても前記(2)、(3)に準じた処理解決を致します。

Ⅳ. 賃金関係

(1) 賃金の支払い

- ① 労基法第24～28条の規定にしたがい、直接使用労働者の賃金は正しく計算し、確実に支払います。
- ② 不必要な重層下請は、極力しないようにいたします。万一、下請させた場合も、使用した下請（以下重層下請といいます。）及び直接使用した労働者の労働賃金支払について、遅延、不払等が生じた時は、当社において処理解決し、貴社に御迷惑をおかけしません。
- ③ 万一、当社が支払停止、手形・小切手について不渡り処分を受けることなどの事由により労働賃金支払について遅延、不払等が生じ、各労働者が直接、貴社に請求した場合は、貴社の私に対する工事残代金が、当該不払労働賃金額等を控除してお支払い下さい。また貴社が立替払をされた時は、貴社の私に対する工事残代金と相殺されても異義ありません。

(2) 賃金台帳及び労働者名簿の調整

受注した下請工事に従事した労働者の賃金台帳は、労働基準法第108条の規定にしたがい適正に作成・保管し貴社から必要に応じ、原本又は写の提出を求められた場合にはいつでもこれを提出いたします。

労働者名簿についても労働基準法第107条の規定に従い、適正に作成、保管し、貴社から必要に応じ、原本又は写の提出を求められた場合にはいつでもこれを提出いたします。

重層下請の賃金台帳、労働者名簿の調整についても、充分指導監督し、貴社から要求があった場合はとりまとめて、提出いたします。

V. 宿舎関係

貴社より宿舎を借用する場合は、労務宿舎賃貸借契約を締結し、これを遵守します。

VI. 就業関係

(1) 備付書類

法令の定めにより、労働基準監督署その他関係諸官庁に提出を行うべき書類については、それぞれの確に届け出るとともに弊社事務所に備え付けます。

◆関係官庁への提出書類

- (イ) 就業規則（変更）届
- (ロ) 時間外・休日労働に関する協定書
- (ハ) 労働保険・社会保険関係届
- (ニ) 寄宿舍規則（変更）届
- (ホ) 監視又は断続労働に従事する者に対する適用除外許可申請書
- (ヘ) 安全管理者・衛生管理者等選任報告
- (ト) 定期健康診断結果報告
- (チ) じん肺等特殊健康診断実施状況報告書
- (リ) 労働者死傷病報告書
- (ヌ) その他届出・報告を必要とするもの

◆備付書類

- (イ) 就業規則・寄宿舍規則
- (ロ) 労働者名簿・年齢証明書及び親権者の就労承諾書（18才未満）
- (ハ) 雇入（解雇）通知書（労働契約書）
- (ニ) 賃金台帳
- (ホ) 下請雇用関係の書類
- (ヘ) 健康診断個人票
- (ト) 免許・技能資格・技能講習修了者・指揮者等一覧
- (チ) 雇入れ時教育・特別教育・作業内容変更時教育・職長教育等実施記録
- (リ) その他労務・安全衛生に関する重要な記録

上記の事項以外であっても、労務安全衛生管理に関し、貴社が定める規定、基準、指導事項等については、これを忠実に遵守いたします。

(2) 就業管理

次のような労働者は就業させません。

- (イ) 指示命令に従わず勝手な行動をとる者
- (ロ) 保護具の着用を忌避し、又は安全上の指示に従わない者

(ハ) アルコール中毒者、薬物中毒者、酒気を帯びた者、もしくは風紀を乱し又は他人に迷惑を及ぼす恐れのある者

(ニ) 災害頻発者

(ホ) 故意又は重大な過失により事故災害を発生させた者

(ヘ) 心身に欠陥があり、作業に従事することが不相当と思われる者（高血圧者含む）

(ト) 「入管法」に違反する不法就労外国人

(チ) 貴社に対し、暴力行為、威圧的態度を取った者

(3) 雇用管理者の選任

雇用改善法に基づき雇用管理責任者を選任し、氏名を明示します。

選任された雇用管理責任者は、建設労働者の募集・雇入れ・配置・技能の向上環境の整備に関する事等、労働者の福祉向上のため雇用改善をはかります。使用労働者に対しては、雇入れ通知書を交付し、雇用条件を明確にします。

VII. 個人情報保護関係

(1) 貴社に開示する個人情報に関しては、当工事の施工中及び竣工後を問わず、個人情報保護法及び関連法令に基づき厳重に管理し、いかなる第三者に対しても開示遺漏いたしません。

(2) 自社の労働者並びに関係下請負人の作業員の個人情報については、元請の労働安全衛生管理のために提出することに関し、了解を得ております。

VIII. その他

(1) 貴社の許可無く次の事は致しません。

(イ) 工事現場内に建物施設を設置すること

(ロ) 工事現場内の仮設建物足代等工事用施設物品を無断で使用、移転改修又は撤去すること

(ハ) 工事現場内で集会、文書の配布及び政治活動を行うこと

(2) 当社が、直接使用いたしました労働者及び重層下請につきましては、上記の労働安全衛生等に関する約定事項を高守いたしますことはもちろんのこと、工事施工についても貴社との請負契約、現場説明事項、仕様書、図面、現場主任の指示に従って行わせます。又、再下請させる場合には、再下請契約届出書を貴社へ提出するものとします。（数次にわたる場合には順次上位請負者を經由）

(3) 本誓約書は貴社と当社との間のすべての本支店・営業所等の工事に共通に適用致します。

(4) 有効期間

本誓約書の有効期間は、本誓約書提出日から1か年とし、期間満了30日前までに貴社又は当社から文書による解約の申し入れがないときは、自動的に更に1か年延長されるものとし、以後も同様といたします。

以 上